



認可外保育施設集団指導 (家庭的保育事業) ～制度概要編～



東京都 福祉局 子供・子育て支援部
保育支援課 地域保育担当



目次

- I 認可外保育施設の概要
- II 認可外保育施設の届出
- III 認可外保育施設の報告
- IV 認可外保育施設指導監督
基準を満たす旨の証明書



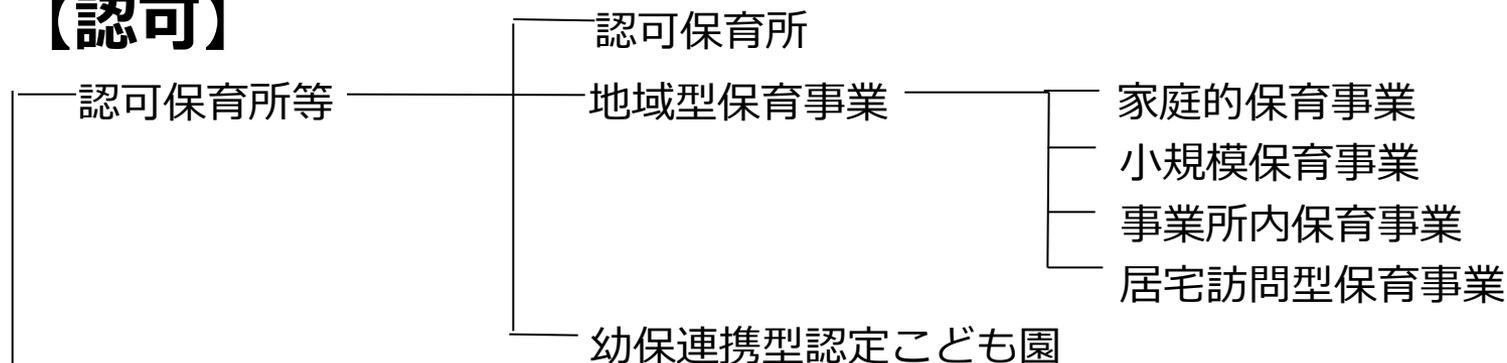
I 認可外保育施設の概要



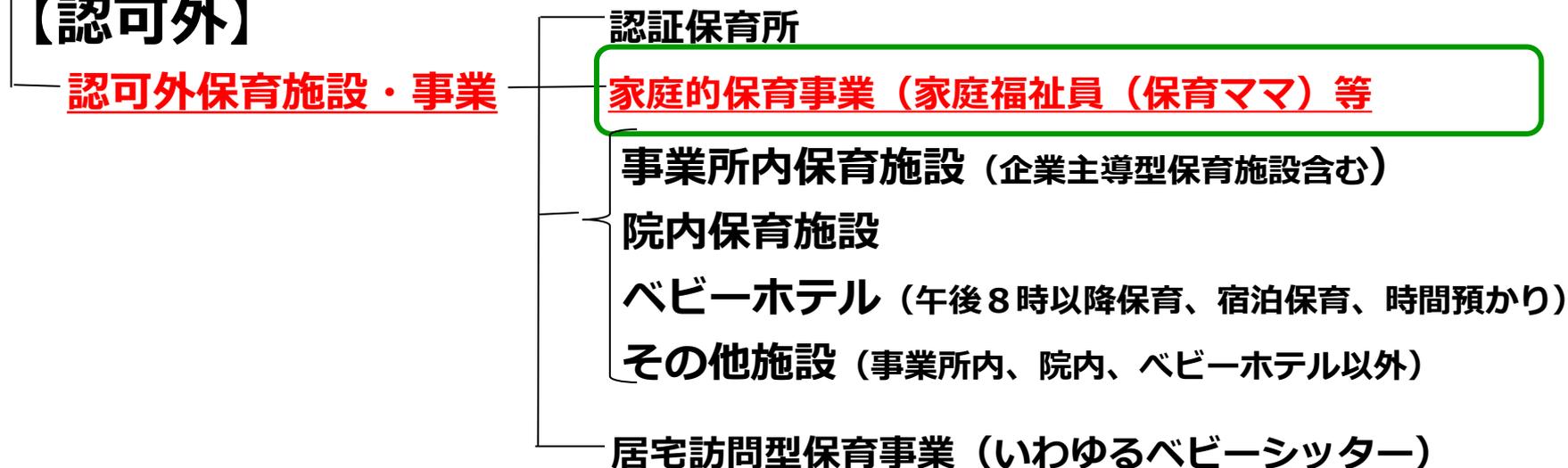
認可外保育施設の概要



【認可】



【認可外】





認可外の家庭的保育事業と区市町村、東京都との関係



認可外の家庭的保育事業者

利用者

立入調査
(集団指導)

届出
(設置・変更・休止・廃止)

運営費補助

報告
(運営状況報告、事故報告等)

保育認定
保育料補助

東京都

補助金交付

区市町村



Ⅱ 認可外保育施設の届出



認可外保育施設の届出義務



◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1月以内に都道府県知事へ届け出なければならない。

(児童福祉法第59条の2第1項又は第2項)

◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(児童福祉法第62条の4)



届出の種別



○設置届

事業開始後、認可外保育施設設置届（別記第1号様式）、事業者の場合は別紙3の1、個人の場合は別紙3の2及びその他添付書類により必要事項を届け出ます。

○変更届

事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）により変更内容を届け出ます。

- ①施設の名称・所在地・連絡先
- ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）、連絡先
- ③管理者の氏名・住所

○休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、認可外保育施設休止・廃止届（別記第3号様式）により届け出ます。



Ⅲ 認可外保育施設の報告



区市町村への報告

◆運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

◆事故報告

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合に報告



事故報告について



- 重大事故が発生した場合、ただちに報告する義務があります。
- 報告の対象となる重大事故の範囲
 - ・ 死亡事故
 - ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - ・ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じた場合
 - ・ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合
 - ・ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結する
ような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を
含む。）が発生した場合
- 報告先
各区市町村へすぐに



報告ルート



① 第1報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日) ② 第2報：原則1か月以内程度 等

施設等区分①

※指定都市・中核市含む

○特定教育・保育施設
○特定地域型保育事業
○延長保育事業
○放課後児童クラブ
○ファミリーサポートセンター事業
○児童育成支援拠点事業

施設等区分②

※実際に合わせて報告

○幼稚園
(特定教育・保育施設でないもの)
○特別支援学校幼稚園

施設等区分③

○子育て短期支援事業
○子育て世帯訪問支援事業
○一時預かり事業
○病児保育事業
(指定都市・中核市・児童相談所設置市以外の市区町村から委託等をされた場合)

施設等区分④

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む

○子育て短期支援事業
○子育て世帯訪問支援事業
○一時預かり事業
○病児保育事業
(左記以外の場合)

施設等区分⑤

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む

○認可外保育施設
(認可外の居宅訪問型保育事業を含む)

※ 企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

施設等区分⑥

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む

○認可外保育施設
(企業主導型保育施設)

※ 企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人児童育成協会」に通知すること。



IV 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書



認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書



◆児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て（口頭指摘を含む）満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を交付しています。

◆証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務付けられた施設です。



証明書が交付されるには

- ◆ 児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、交付されます。
- ◆ 認可外保育施設指導監督基準は以下のページをご参照ください。

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 都庁総合トップページ

日本語 English 中文簡化 繁體中文 한국어 Tiếng Việt Tagalog नेपाली မြန်မာ Malay Indonesian ภาษาไทย Français Português Español

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

東京都福祉局

分野別のご案内 施設案内 各種申請 調査・統計 職員募集 問合せ

現在のページ 東京都福祉局 > 子供家庭 > 保育サービス > 認可外保育施設 について > 指導監督要綱・指導監督基準について > 認可外保育施設に対する指導監督要綱 (令和6年4月1日改正)

認可外保育施設に対する指導監督要綱 (令和6年4月1日改正)

改正後全文

認可外保育施設に対する指導監督要綱 (本文)

認可外保育施設に対する指導監督要綱 (PDF: 180KB)

別表1 指導監督基準

別表1 指導監督基準 (PDF: 287KB)

別表2 評価基準

別表2-1 評価基準 (1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設) (PDF: 754KB)

別表2-2 評価基準 (1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設) (PDF: 670KB)

別表2-3 評価基準 (居宅訪問型 (法人)) (PDF: 403KB)

別表2-4 評価基準 (居宅訪問型 (個人)) (PDF: 392KB)

指導監督要綱・指導監督基準について

- 認可外保育施設に対する指導監督要綱 (令和6年4月1日改正)
- 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業における保育に従事する者に関する研修について



証明書が交付されるには



立入調査の結果...

《指摘事項がない場合》

原則として、立入調査後に指摘事項がないことを確認した日の翌月 1 日付で交付

《指摘事項がある場合》

原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月 1 日付で交付



証明書の返還について



- ◆ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。
- ◆ 証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。



幼児教育・保育の無償化について



○幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、

- ①東京都への届出（設置届）
- ②区市町村の「確認」を受けるための申請（確認申請）
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を区市町村から受けること
- ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要です。